

国立大学法人徳島大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業務実績の評価により、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・改定なし ・改定なし ・改定なし ・改定なし ・改定なし
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,254	12,720	4,534				
A理事	13,260	9,360	3,336	564 (単身赴任手当)	3月31日	◇	
B理事	13,640	10,056	3,584		3月31日		
C理事	13,688	10,051	3,584	53 (通勤手当)	3月31日	※	
A監事 (非常勤)	1,440	1,440			3月31日		
B監事 (非常勤)	1,440	1,440					

注: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者、「※」は、独立行政法人等の退職者を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理 事	千円	年	月			該当者なし	
監 事	千円	年	月			該当者なし	
監 事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費見積りの範囲内で、人件費を病院部門と病院以外の部門で、それぞれ一元的に管理することとし、本法人の業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、学長裁量による人件費枠を確保し、機動的かつ重点的な人員配置を行うことによって、人的資源の効果的運用と効率的配分を図り人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、社会一般の情勢に適合した給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期、12月期)における支給割合の増減を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：業績手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績によって、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階に区別して適用する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準(必要経験年数等)に合致している者については、上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- 平成22年1月に昇給した若年・中堅層職員(平成23年4月1日において43歳未満)の基本給月額を1号俸上位に調整。(平成23年4月実施)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,429	歳 45.1	千円 6,597	千円 4,945	千円 46	千円 1,652
事務・技術	人 357	歳 42.8	千円 5,196	千円 3,917	千円 60	千円 1,279
教育職種 (大学教員)	人 725	歳 47.7	千円 8,031	千円 6,005	千円 36	千円 2,026
医療職種 (病院看護師)	人 254	歳 40.9	千円 4,952	千円 3,719	千円 52	千円 1,233
医療職種 (病院医療技術職員)	人 83	歳 44.4	千円 5,315	千円 3,990	千円 56	千円 1,325
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 7	歳 56.1	千円 4,927	千円 3,707	千円 64	千円 1,220
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 164	歳 37.8	千円 4,335	千円 3,309	千円 58	千円 1,026
事務・技術	人 29	歳 39.4	千円 2,981	千円 2,256	千円 51	千円 725
教育職種 (大学教員)	人 56	歳 39.8	千円 6,000	千円 4,601	千円 72	千円 1,399
医療職種 (病院看護師)	人 22	歳 46.0	千円 4,171	千円 3,131	千円 65	千円 1,040
医療職種 (病院医療技術職員)	人 49	歳 28.9	千円 3,464	千円 2,661	千円 44	千円 803
技能・労務職種	人 8	歳 49.6	千円 3,379	千円 2,544	千円 50	千円 835

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)、任期付職員の事務・技術職員、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載していない。

注:常勤職員のその他医療職とは、大学の学生や職員に対する保健管理に関する業務を行う職種を示す。

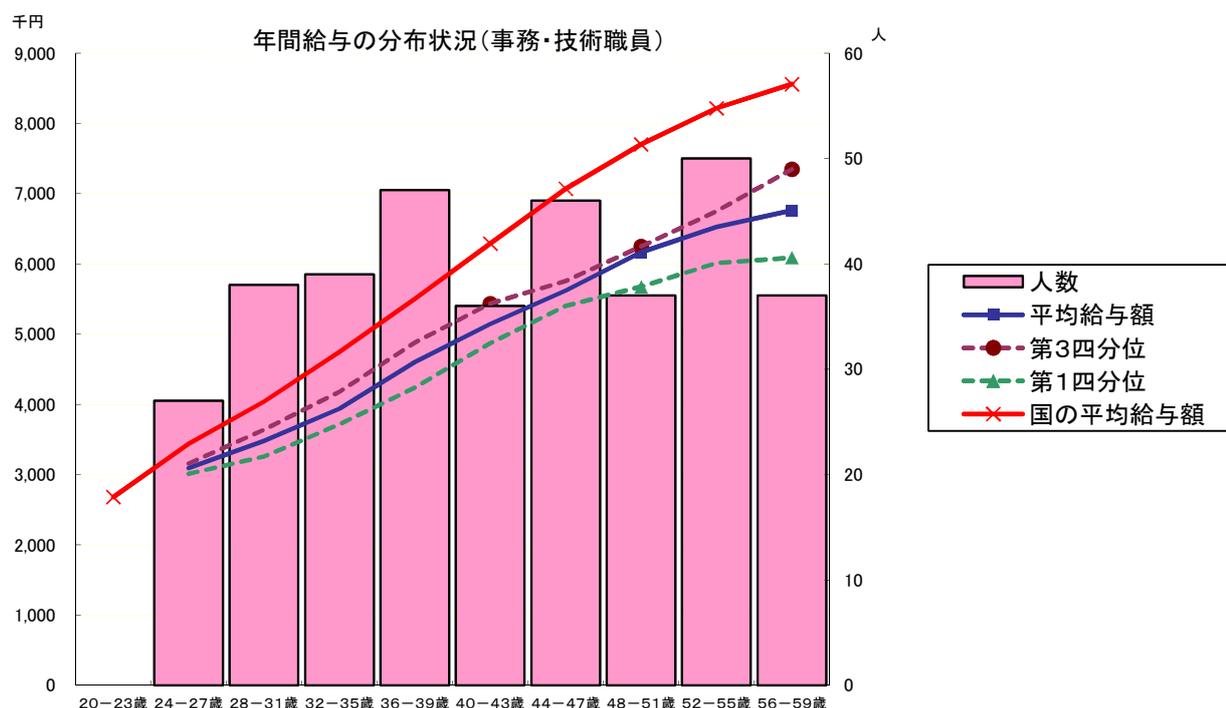
注:任期付職員は、病院長である。

注:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員等である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)、(医療技術職員)及び非常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:任期付職員については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

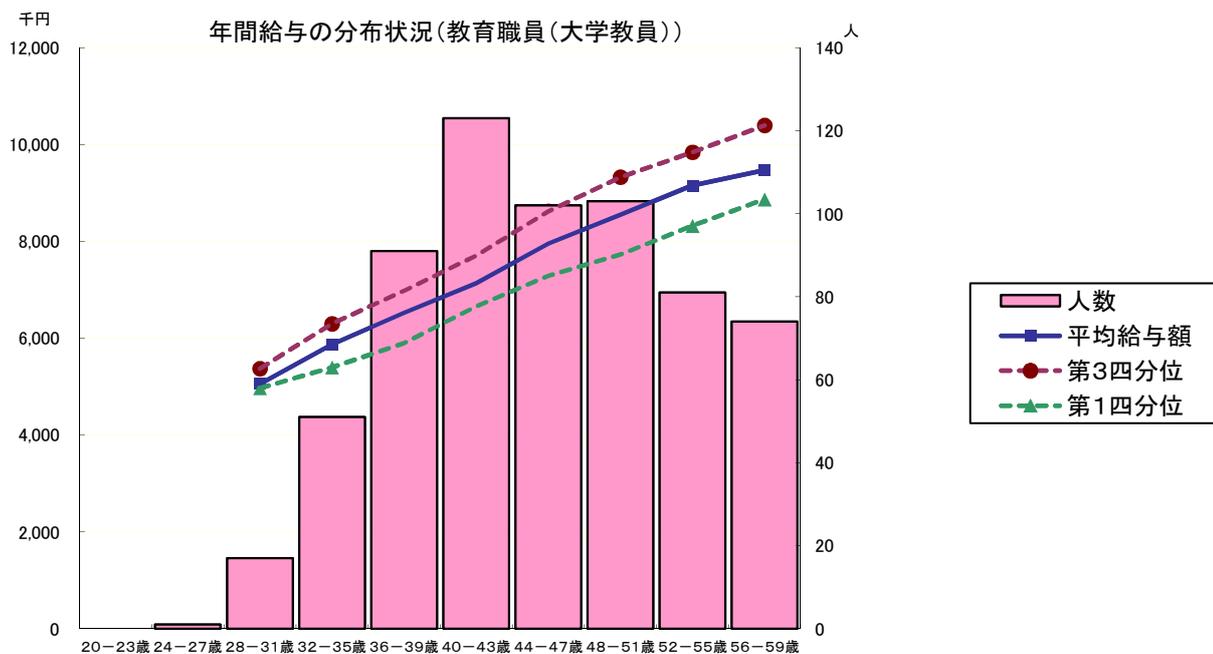
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	5	53.9	8,816	10,060	9,476	8,816	10,060
課長	24	55.6	7,180	7,880	7,515	7,180	7,880
課長補佐	29	53.8	6,128	6,578	6,334	6,128	6,578
係長	145	47.6	5,370	5,958	5,611	5,370	5,958
主任	48	39.9	4,404	5,069	4,788	4,404	5,069
係員	106	30.9	3,120	3,983	3,571	3,120	3,983

注:「課長」には、課長相当職である「室長」、「事務長」を含む。

注:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」、「事務長補佐」及び「技術専門員」を含む。

注:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

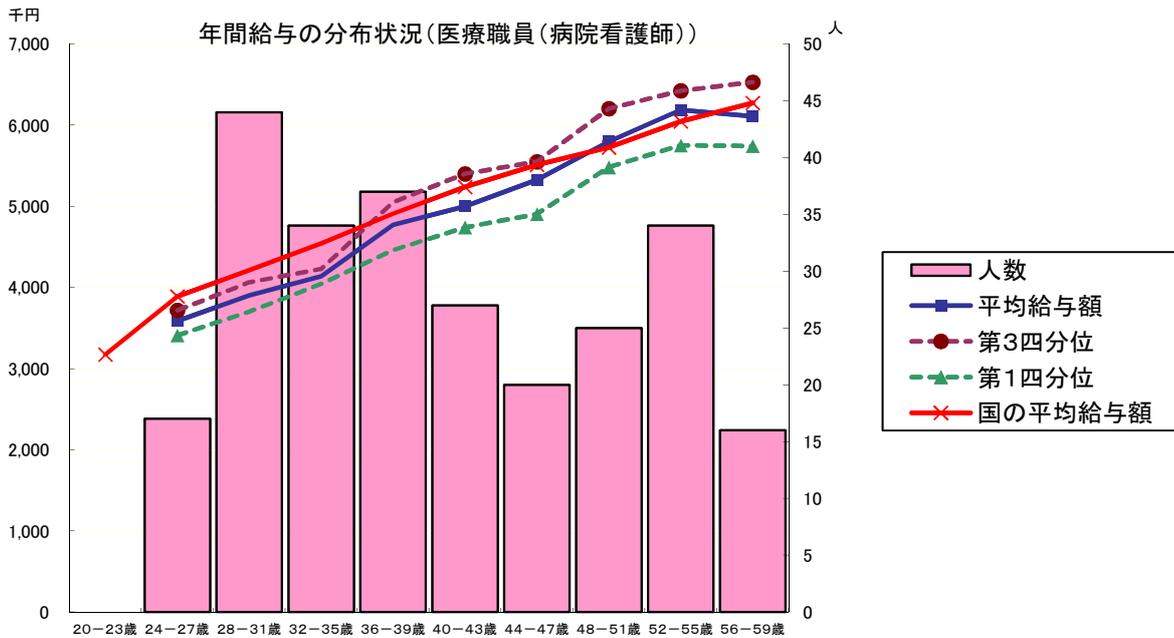


注:年齢24～27歳の該当者は、1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	255	55.3	9,074	10,405	9,766	9,766	10,405
准教授	190	47.1	7,300	8,291	7,776	7,776	8,291
講師	89	44.0	7,012	8,265	7,509	7,509	8,265
助教	188	39.6	5,586	6,608	6,083	6,083	6,608
教務員	3	54.2	—	—	5,536	—	—

注:「教務員」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	4	53.5	—	—
看護師長	32	50.2	5,736	6,479
副看護師長	49	43.1	4,406	5,575
看護師	167	38.0	3,880	5,250
准看護師	1	—	—	—

注:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、年間給与の平均額及び第1・第3分位については記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

注:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注:「准看護師」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、年間給与の平均額及び第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務員	事務員・主任	係長・専門職員 主任 技術専門職員	課長補佐・専門員 係長・専門職員 技術専門員	課長・室長・事務長 課長補佐・専門員
人員 (割合)	357 人	38 人 (10.6%)	74 人 (20.7%)	159 人 (44.5%)	55 人 (15.4%)	18 人 (5.0%)
年齢(最高 ～最低)		33～24 歳	55～27 歳	59～35 歳	59～44 歳	59～53 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,670 ～ 2,148 千円	3,972 ～ 2,376 千円	4,866 ～ 2,961 千円	5,091 ～ 4,133 千円	6,276 ～ 4,508 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,426 ～ 2,838 千円	5,228 ～ 3,136 千円	6,379 ～ 3,972 千円	6,781 ～ 5,572 千円	8,091 ～ 6,152 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長・室長・事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	8 人 (2.2%)	5 人 (1.4%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)	59～45 歳	59～49 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	6,630 ～ 5,932 千円	7,934 ～ 6,540 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	8,654 ～ 7,781 千円	10,450 ～ 8,785 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	725 人	3 人 (0.4%)	188 人 (25.9%)	89 人 (12.3%)	191 人 (26.3%)	254 人 (35.0%)
年齢(最高 ～最低)		56～51 歳	64～27 歳	61～33 歳	64～32 歳	64～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,147 ～ 4,111 千円	6,470 ～ 2,840 千円	7,047 ～ 3,763 千円	7,684 ～ 3,925 千円	10,053 ～ 5,568 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,558 ～ 5,517 千円	8,120 ～ 3,750 千円	9,028 ～ 4,999 千円	10,227 ～ 5,311 千円	12,948 ～ 7,525 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	254 人	1 人 (0.4%)	167 人 (65.7%)	55 人 (21.7%)	28 人 (11.0%)	2 人 (0.8%)
年齢(最高 ～最低)			58～26 歳	59～31 歳	59～37 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			4,705 ～ 2,483 千円	5,036 ～ 3,041 千円	5,000 ～ 3,919 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			6,266 ～ 3,282 千円	6,640 ～ 4,044 千円	6,937 ～ 5,450 千円	～ 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1 人 (0.4%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	～ 千円	～ 千円

注: 1級, 5級及び6級については該当者が2人以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.4	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.6	% 34.8
	最高～最低	% 45.2～32.7	% 44.7～30.2	% 44.7～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.0	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 44.9～31.5	% 42.1～29.2	% 38.8～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 64.5	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 35.5	% 36.5
	最高～最低	% 51.8～32.9	% 48.4～30.5	% 50.0～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.0	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 33.0	% 34.1
	最高～最低	% 44.9～32.4	% 42.1～29.9	% 43.0～31.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.1	% 57.9	% 56.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.9	% 42.1	% 43.5
	最高～最低	% 44.9～44.9	% 42.1～42.1	% 43.5～43.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.4	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.6	% 34.7
	最高～最低	% 44.9～31.6	% 42.1～29.8	% 43.5～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.4
93.2

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

96.6
94.6

対他の国立大学法人等

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」
においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給
与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内 容		
指数の状況	対国家公務員 81.4		
	参考	地域勘案	88.7
		学歴勘案	80.8
		地域・学歴勘案	88.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.12% (国からの財政支出額 14,484百万円、支出予算の総額 40,058百万円 : 平成23年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】 給与水準は適切である。</p>		
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内 容		
指数の状況	対国家公務員 96.6		
	参考	地域勘案	99.2
		学歴勘案	95.2
		地域・学歴勘案	98.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.12% (国からの財政支出額 14,484百万円、支出予算の総額 40,058百万円 : 平成23年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】 給与水準は適切である。</p>		
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,071,332	11,943,487	127,845	(1.1)	127,845	(1.1)
退職手当支給額 (B)	1,109,502	917,155	192,347	(21.0)	192,347	(21.0)
非常勤役職員等給与 (C)	4,563,874	4,105,806	458,068	(11.2)	458,068	(11.2)
福利厚生費 (D)	2,072,903	1,939,260	133,643	(6.9)	133,643	(6.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	19,817,611	18,905,708	911,903	(4.8)	911,903	(4.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成22年度)との比較について

(1) 「給与、報酬等支給総額」の増額理由

前年度比1.1%増となった主な要因は、昇給等によるものと考えられる。

(2) 「最広義人件費」の増額理由

前年度比4.8%増となった主な要因は、①定年退職者等の増加に伴い、「退職手当支給額」が増額、②外部資金などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加に伴い、「非常勤役職員等給与」が増額したことが、主な要因と考えられる。

2. 「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(H17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

(1) 中期目標及び中期計画における取組事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行い、更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。

(2) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,798,018	13,087,143	12,836,415	12,595,572	12,170,027	11,943,487	12,071,332
人件費削減率 (%)		△5.2	△7.0	△8.7	△11.8	△13.4	△12.5
人件費削減率(補正值) (%)		△5.2	△7.7	△9.4	△10.1	△10.2	△9.1

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注：平成23年度の人件費削減率(補正值)では△9.1%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△9.3%という数値となる。

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。」

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与の見直し等に関連して、以下の措置を講ずることとした。

- 役員：平成24年5月から実施
- 職員：平成24年6月から実施